

# 特殊消防用設備等の基本性能評価規程

〔平成 24 年 8 月 29 日〕  
消安セ規程第 21 号

改正 平成 25 年 4 月 1 日消安セ規程第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、消防法（以下「法」という。）第 17 条の 2 に定める性能評価の事前評価として法第 17 条第 3 項に定める特殊消防用設備等の開発に係る関係者（以下「申請者」という。）の申請に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）において行う、特殊消防用設備等が申請者の想定した防火対象物の用途、場所等に設置された場合の性能（以下「特殊消防用設備等の基本性能」という。）の評価業務の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(評価の対象)

第 2 条 評価の対象は、申請された特殊消防用設備等の基本性能が、法第 17 条第 1 項に定める消防用設備等と同等以上の性能を有するものと認められる特殊消防用設備等とする。

(評価に係る手続)

第 3 条 申請者が第 2 条に規定する評価を受けようとするときは、様式第 1 号の特殊消防用設備等の基本性能評価申請書（以下「申請書」という。）正副 2 部を安全センターに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 特殊消防用設備等設置維持計画（正副 2 部）

ア 特殊消防用設備等の性能に関すること

次に掲げる事項を記載した図書

(ア) 設置を想定する防火対象物の用途、場所等に関すること

(イ) 特殊消防用設備等の特徴

(ウ) 特殊消防用設備等の性能

(エ) 代えることを想定している消防用設備等との比較

(オ) その他

イ 特殊消防用設備等の設置方法に関すること

前号アに掲げる用途、場所等における特殊消防用設備等の性能を発揮する設置方法等に関することを記載した書類

ウ 特殊消防用設備等の試験の実施に関すること

特殊消防用設備等の試験項目、試験方法、合否の判定基準及び試験結果報告書について、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成 14 年消防予第 282 号）及び「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年消防庁告示第 4 号）に準じて記載した書類

エ 特殊消防用設備等の点検の基準、点検の期間及び点検の結果についての報告の期間に関すること

特殊消防用設備等の点検の基準、点検の期間及び点検の結果についての報告の期間について、「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検

の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(昭和 50 年消防庁告示第 3 号) 及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和 50 年消防庁告示第 14 号) に準じて記載した書類

オ 特殊消防用設備等の維持管理に関すること

申請された特殊消防用設備等が想定される防火対象物の用途、場所等に設置する場合に想定される通常用いられる消防用設備等との関わり、防災設備等及び一般設備との関わり、維持管理に従事する者の教育等に関することを記載した書類

カ 特殊消防用設備等の工事及び整備並びに点検に従事する者に関すること

申請された特殊消防用設備等が想定される防火対象物の用途、場所等に設置する場合に想定される消防法令に規定する資格を有する者のほか、当該特殊消防用設備等に関する専門技術について精通した者の要件、教育訓練に関する事項を記載した書類

キ 前各号に掲げるものの他、特殊消防用設備等の設置及び維持に関し必要な事項に関すること

アからカに掲げるほか、特殊消防用設備等の設置及び維持に関し必要な事項について記載した書類

(2) 設計図 (正副 2 部) に関すること

ア 特殊消防用設備等のシステム系統図

イ 特殊消防用設備等の構成機器に係る構造、部品の名称、寸法、材料等を明らかにした図面

(3) 明細書 (正副 2 部) に関すること

特殊消防用設備等の性能及び構造に関する明細書 (仕様、諸元等を明らかにしたものを含む。)

(4) 性能の検証に関する計算書 (正 1 部) に関すること

特殊消防用設備等の防火安全性能を検証した書類

(5) 試験成績表 (正 1 部) に関すること

特殊消防用設備等の性能等に係る試験、実験データ等の記録書

3 前項各号に係る添付する図書の記載事項については、安全センターと事前協議することができる。

4 提出図書の体裁は、次による。

(1) 用紙の大きさは、J I S A 4 版又は A 3 版とし、J I S A 4 版縦長の 2 穴ファイルに綴じ込みとする。

(2) 目次を添付し、かつ、連絡先 (添付書類の内容確認が行える担当者名、電話・F A X 番号等) を明記する。

(3) ファイルの表書きは、次による。

裏 表

	a	a
	b	b
	c	c

ア a 部には、特殊消防用設備等の名称を記入する。

イ b 部には、特殊消防用設備等の種類を記入する。

ウ c 部には、申請者名を記入する。

- 5 申請者は、様式第2号又はこれに準じた様式により、安全センターとの間で契約を締結し、安全センター理事長（以下「理事長」という。）が別に定める手数料を納入するものとする。
- 6 理事長は、提出された申請書及び添付書類が所要の様式その他の要件を具備し、かつ、審議することが適当であると認めるときはこれを受理し、当該案件の評価に係る審議を第6条に規定する基本性能評価委員会（以下「委員会」という。）に付議する。

（変更評価）

第4条 特殊消防用設備等の基本性能又は前条第2項(1)の特殊消防用設備等設置維持計画を変更する場合に係る評価を受けようとするときは、様式第3号の変更申請書正副2通を安全センターに提出しなければならない。

- 2 前項以外の評価に係る手続は、前条に準ずる。

（性能を検証する試験）

第5条 安全センターは、評価を行うに当たっては、必要に応じて消防法施行規則第31条の2の3第2項の規定に準じて、特殊消防用設備等の性能を検証する試験項目、日時及び場所等を様式第4号の性能検証試験通知書により通知し、性能を検証する試験を行うことができる。

- 2 前項の試験に係る手数料その他試験の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

（基本性能評価委員会）

第6条 特殊消防用設備等の基本性能に係る専門技術的な評価を行うために、安全センターに委員会を設置する。

- 2 委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、特殊消防用設備等について学識経験を有する者及び予防行政に精通した者とし、理事長が委嘱する。
- 3 評価委員の任期は、2年とする。
- 4 委員会に評価委員の互選による委員長1名を置き、委員長は、委員会を統括する。
- 5 委員会に委員長が指名する副委員長2名を置き、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 6 委員会に、専門委員会を置くことができる。

（専門委員及び専門委員会）

第7条 専門委員会は、委員長が評価委員の中から指名する者及び専門委員で構成する。

- 2 専門委員は、特殊消防用設備等について学識経験を有する者及び予防行政に精通した者とし、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、2年とする。
- 4 専門委員会に、委員長が評価委員の中から指名する主査を置く。
- 5 専門委員会は、委員会から付議された事項について検討し、その結果を委員会に報告する。

（委員会及び専門委員会の運営）

第8条 委員会及び専門委員会は、必要に応じて開催し、委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 前項の場合において、あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した委員については、出席とみなす。
- 3 委員会及び専門委員会の審議は、書面によることを原則とし、必要に応じて申請者からの事情聴取、実地調査等を行うことができる。
- 4 審議の円滑を図るため、必要に応じ委員会と専門委員会による合同委員会を開催することができる。

- 5 委員長は、委員会の審議に当たり、必要に応じて専門委員の出席を求めることができる。
- 6 委員会及び専門委員会の会議は、非公開とする。
- 7 委員会は、理事長から付議された事項について審議し、その結果を理事長に報告する。
- 8 委員会及び専門委員会の事務局は、安全センターとする。

(秘密の保持等)

第9条 基本性能評価業務に関与する次に示す全ての者（これらの者であった者を含む。）は、すでに公知の事実を除き、活動の過程で得られた情報を第三者に開示し、又は自己の利益のために使用してはならない。

- (1) 評価委員及び専門委員
- (2) 安全センターの役職員

ただし、やむを得ない理由があり、申請者の書面による同意が得られた場合はこの限りではない。

(評価の結果通知)

第10条 理事長は、委員会の報告に基づき様式第5号の評価書を作成し、申請者に通知する。

2 前項の通知は、申請書を受理した日からおおむね3月以内に行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、特殊消防用設備等の基本性能の評価について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 特殊消防用設備等の基本性能評価申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター  
理 事 長 殿

申 請 者  
住 所  
氏 名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

印

電話番号

下記について、特殊消防用設備等の基本性能評価を申請します。

記

特殊消防用設備等の名称	
設置が想定される防火対象物の用途、場所等	
申請する特殊消防用設備等によって代えられる消防用設備等の種類	
備 考	

備考 この様式の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

## 特殊消防用設備の基本性能評価に関する委託契約書

一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、特殊消防用設備等の基本性能評価について、次のとおり委託契約書を締結する。

第1条 乙は、甲に対し次に掲げる特殊消防用設備等の基本性能評価を委託し、甲はこれを受託する。

特殊消防用設備等の名称

第2条 前条の評価は、評価申請図書に記載されている内容の範囲内について行う。

第3条 甲は、本契約成立の日から〇〇月以内に評価を完了するものとし、完了の日から〇〇日以内に乙に対しその結果を評価書をもって通知する。

第4条 評価手数料の額を金〇〇〇円（消費税を含む。）と定め、乙は甲に対し本契約成立の日から〇〇日以内に全額を支払う。

第5条 乙は、甲が行う評価のために必要な資料の提出等につき積極的に協力するものとする。

第6条 甲は、評価において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第7条 本契約の内容に疑義が生じたとき又は本契約の履行に関し必要な事項で本契約に規定されていない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

以上のとおり契約が成立したので、これを証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

受託者（甲） 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号  
一般財団法人日本消防設備安全センター  
理 事 長

委託者（乙）（住所・氏名）

備考 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特殊消防用設備等の基本性能評価変更申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター  
理 事 長 殿

申 請 者  
住 所  
氏 名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

印

電話番号

下記の特種消防用設備等の基本性能について変更があったため、その評価を申請します。

記

特殊消防用設備等の名称	
変 更 概 要	
設置が想定される防火対象物の用途、場所等	
申請する特殊消防用設備等によって代えられる消防用設備等の種類	
変更前の基本性能評価日	
変 更 前 の 評 価 番 号	
備 考	

備考 この様式の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

## 基本性能検証試験通知書

年 月 日

申請者  
住所  
氏名(法人の名称及び代表者氏名) 様

一般財団法人日本消防設備安全センター  
理事長

下記について性能検証試験を行いますので通知します。

### 記

- 1 特殊消防用設備等の名称
- 2 設置が想定される防火対象物の用途、場所等
- 3 試験項目
- 4 試験の年月日
- 5 試験の場所
  - (1) 住所
  - (2) 名称

備考 この様式の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

基評特一 号  
年 月 日

申請者

氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名) 殿

一般財団法人日本消防設備安全センター  
理事長

### 特殊消防用設備等の基本性能評価書

- 1 特殊消防用設備等の名称
- 2 評価を受けた特殊消防用設備等によって代えられる消防用設備等の種類
- 3 設置が想定される防火対象物の用途、場所等
- 4 評価結果

備考 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。